

告 示

埼玉県告示第百三三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

令和二年二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県上尾市大字上二百五十一番地一

株式会社HSNリアルティ 代表取締役 石 井 志 保

ロ 敷地の位置

埼玉県白岡市西五丁目十四ノ七、十四ノ八、十四ノ九、十四ノ十、十四ノ十

一、十四ノ十八

ハ 建築物の用途

カーディーラー（ショールーム、事務所、修理工場）

二 意見の聴取の期日

令和二年二月十八日（火）

午後二時〇〇分から

三 意見の聴取の場所

埼玉県白岡市大字白岡八百五十七ノ六

白岡市コミュニティセンター 集会室一、二